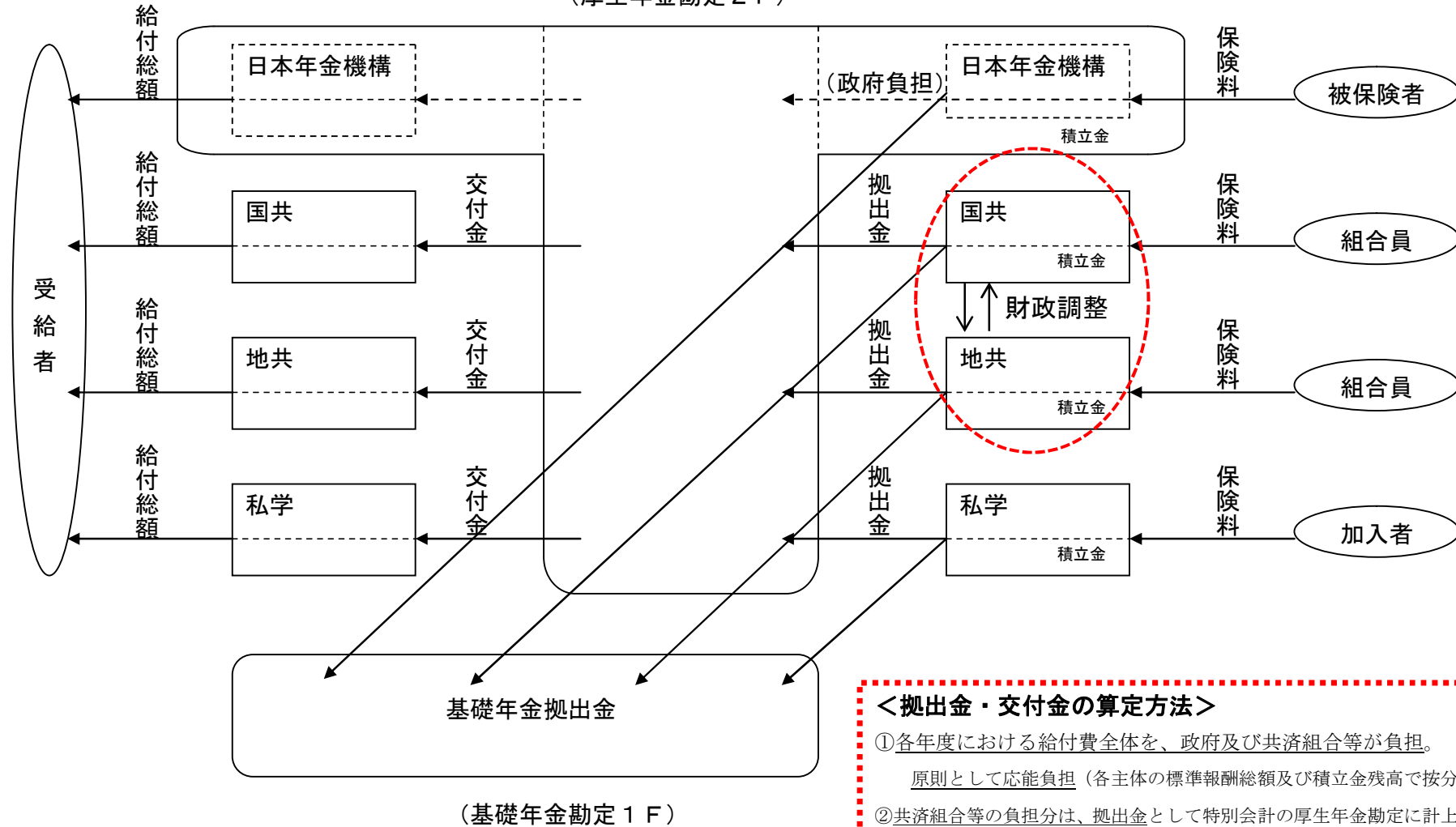


一元化後のキャッシュフロー (拠出金・交付金の仕組み)等 について

被用者年金一元化後の拠出金・交付金の仕組み

(イメージ)

(厚生年金勘定 2 F)



<拠出金・交付金の算定方法>

- ①各年度における給付費全体を、政府及び共済組合等が負担。
原則として応能負担（各主体の標準報酬総額及び積立金残高で按分）
- ②共済組合等の負担分は、拠出金として特別会計の厚生年金勘定に計上。
- ③政府は民間分を支給。公務員等分は共済組合等に交付金を交付。
見込額を基に算定し、翌々年度に実績値で精算（政令委任）

被用者年金一元化後の拠出金・交付金の計算方法（概要）

（厚生年金保険法第 84 条の 3～第 84 条の 7、原始附則第 23 条～第 23 条の 4）

○実施機関からの拠出金

＝拠出金算定対象額

$$\times \left[\left\{ \text{標準報酬比率} \times \text{保険料財源比率} + \text{積立金比率} \times (1 - \text{保険料財源比率}) \right\} \times 50\% + \text{支出費比率} \times 50\% \right] \\ - \text{基礎年金拠出金（除く国庫・公経済負担）}$$

激変緩和措置

○実施機関への交付金＝厚生年金給付費

- 各実施機関から厚生年金勘定への拠出金については、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する 1・2 F 積立金に応じて納付することを基本とする。これに加え、激変緩和措置として、当分の間、支出費（給付費及び基礎年金拠出金）按分も取り入れることとする。
- ただし、この支出費按分は、激変緩和措置であることから、全実施機関が同じ保険料率に統合される平成 39 年度まで（一元化施行から 12 年間）の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（※ 1）拠出金算定対象額＝〔厚生年金給付費（注）＋基礎年金拠出金－国庫・公経済負担〕の総額（合計額）

（注）既裁定の共済年金給付費（2 F 部分に限る）を含む。

（※ 2）標準報酬比率＝実施機関標準報酬／全標準報酬

（※共済の保険料率の引上げ過程においては、保険料率の差による調整を行う。）

（※ 3）積立金比率＝実施機関 1・2 F 積立金／全 1・2 F 積立金

（※ 4）支出費比率＝実施機関支出／全支出

（注）支出＝厚生年金給付費（既裁定共済年金（2 F 部分に限る）を含む）＋基礎年金拠出金－国庫・公経済負担

（※ 5）保険料財源比率とは、一定期間の支出に占める保険料財源分の割合であり、（1－保険料財源比率）とは、積立金財源分の割合を指す。当該比率は 5 年毎に見直す。（現時点の試算は、2105 年度までの単純平均が 8 割：2 割）

被用者年金一元化後の拠出金計算のイメージ

厚生年金給付費等(全受給者合計)
100

50
(本則100)

$50 \times \text{保険料財源比率}$

$50 \times (1 - \text{保険料財源比率})$

※当分の間の激変緩和措置

50

標準報酬比率

実施機関標準報酬(※)

全標準報酬

(※料率引上げ過程は調整)

積立金比率

実施機関1・2F積立金

全1・2F積立金

支出費比率

実施機関支出

全支出

実施機関からの拠出金=(合計額)

国共済・地共済の財政調整について

- 国共済と地共済は、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、平成16年度に財政単位の一元化を図っている。これにより、両制度の間で、保険料率を統一するとともに、長期給付全体を対象とした財政調整を実施しているところ。
- 被用者年金一元化に際して、国共済と地共済の財政単位が引き続き一元化されていることを前提に、積立金仕分けなどの制度設計を行ったことから、一元化後においても、引き続き財政調整を行うこととされた。
- こうした財政調整は、費用負担の平準化を通じ、両共済のより安定的な財政運営を目指すものであり、一元化後においても、両共済が実施機関として厚生年金・基礎年金への拠出を長期間にわたり安定的に行うことに資すると考えられる。